平成２０年（フ）第４５７号
山形県村山市楯岡北町２丁目４番13―６号
破産者　林　　敏三
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第４１２号
福島県郡山市大槻町字前畑20番地の２、住民票上の住所福島県郡山市大槻町字中ノ平南59番地の17レオパレスディアコートＢ208号
破産者　鎌田　秀樹
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第２８５号
川崎市川崎区日進町10番地１　永よし
破産者　深井　邦甫
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第１８９号
石川県石川郡野々市町字二日市町613番地の６　県営９－１
破産者　久田美知恵
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２０年（フ）第２８３７号
愛知県半田市旭町２丁目32―３　メモアール・ジャルダン203号室、住民票上の住所三重県桑名市野田６丁目９番地12
破産者　田窪　美香
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第２９３６号
愛知県瀬戸市神川町78番地の１
破産者　井上　惠市
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７４５号
愛知県瀬戸市共栄通６丁目70番地　共栄ハイツ305、開始決定時の住所愛知県瀬戸市東権現町54番地の87
破産者　麻﨑　清美
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７７５号
愛知県半田市旭町２丁目32―３　メモアール・ジャルダン203号室、住民票上の住所三重県桑名市野田６丁目９番地12
破産者　田窪　秀基
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成１９年（フ）第７６２５号
大阪府東大阪市源氏ケ丘15番27号、前住所大阪府東大阪市渋川町１丁目14番10号奥野道子方
破産者　徳島はぎれ店こと　徳島　信子
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成１９年（フ）第９０２１号
大阪市北区中崎２丁目４番10―804号
破産者　岩切　修一
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第４４８３号
大阪府東大阪市長田３－４－12、申立時の住所大阪府東大阪市永和２丁目２番25号
破産者　坂本　正彦
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第２８５号
兵庫県宝塚市平井１丁目20番５号、開始決定時の住所兵庫県宝塚市中山桜台６丁目15番１－909号
破産者　清水　一夫
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２０年（フ）第３２１号
兵庫県伊丹市伊丹２丁目３番38号
破産者　福本　幸男
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２０年（フ）第４０２号
兵庫県宝塚市野上６丁目３番22―701号
破産者　竹田　宏史
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第４号
兵庫県川西市矢問２丁目15番12号
破産者　木田　久也
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第２０６号
兵庫県西宮市常磐町５番23号
破産者　日出真奈美
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第３４０号
兵庫県尼崎市上坂部２丁目37番45号
破産者　足立　忠男
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係